

総務文教常任委員会

平成25年3月15日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年3月15日（金） 午後2時00分 開会
午後3時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	辻村 美智子
委員	中川 佳三
〃	春木 孝祐
〃	朝岡 佐一郎
〃	西井 覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	寺田 惣一
議員	岡本 吉司
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親
企画部長	田中 茂博
人事課長	吉村 孝博
企画政策課長	和田 正彦
総務部長	河合 良則
総務財政課長	山本 眞義
〃 補佐	森岡 偉晃
税務課長	西村 圭代子
収納促進課長	邨田 康司
生活安全課長	菊江 博友
〃 補佐	門口 昌義
健康増進課長	水原 正義

教育部長	中 嶋 正 英
教育総務課長	西 川 信 明
〃 補佐	高 津 和 司
学校教育課長	井 上 昌 典
生涯学習課長	吉 村 恭 信
学校給食センター所長	松 田 和 男
体育振興課長	西 川 博 史
歴史博物館主幹	吉 岡 昌 信
消防長	岩 井 利 光
総務課長	中 田 勝 則
消防指令課長	河 井 章
会計管理者	山 岡 加代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	西 川 育 子
〃	西 川 雅 大

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第3号 葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて

議第6号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第8号 平成24年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決について

議第12号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 葛城市学校給食センターについて

(2) 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて

開 会 午後2時00分

赤井委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

こんにちは。午前中、葛城市の中学校の卒業式、ご苦労さまでございました。お昼から引き続き総務文教常任委員会を開催いたしましたところ、皆さんご出席いただきましてありがとうございます。本総務文教常任委員会に付託されました議案について、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

委員外議員の出席、紹介いたします。白石議員、阿古議員、吉村議員、岡本議員、よろしくお願ひいたします。

一般の傍聴の申し出が1名ございます。

お諮りします。一般傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を認めます。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました、付議事件の議事に入ります。

議第3号、葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

河合総務部長 皆さんこんにちは。大変ご苦労さんでございます。

それでは、ただいま上程されております、議第3号、葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命や健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的といたしまして、新型インフルエンザ等特別措置法が平成24年5月11日に公布されたところでございます。同法中におきましては、市町村の行動計画の作成や市町村対策本部の設置及び所掌事務、また市町村対策本部の組織等について規定づけられておるところでございます。

本条例の内容でございますけれども、第1条では、対策本部の目的をあらわしております。また第2条では組織を、第3条では対策本部におけます情報交換や連絡調整を円滑に行うための会議の招集の規定。また第4条につきましては、対策本部につき、必要に応じ、部の設置ができる規定などを定めるものでございます。なお、この条例の施行につきましては、この法の施行の日からとなっておりますところでございます。

簡単でございますが、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 提案されておりますのは、ご説明のとおり条例の設置、国の特別措置法の公布に定められている条例を設置するというございますけれども、詳しくは民生水道常任委員会の方で検討されることだろうとは思いますが、特に新型インフルエンザの発生というのが、大分前から非常に注目をされている。幸いヒトに対して大きく広がってはまだいないということですが、それに先立って本部を設置しようと、こういうございますけれども、1つお聞きしたいのは、通常のインフルエンザの場合、今、ワクチンの接種ということで、できるだけ症状を軽減させようということで行われているわけですが、接種の補助ということでは、高齢者に対しては補助がありますけれども、学童等に対しては、幼児とか学童については、さまざまな理由から接種ということは予定を今のところされていないようですが、こういう新型の場合はどういうふうになるかと、中身に関係して、何か情報等ありましたら教えていただきたいんですけども。

常識的にはなかなかワクチンをつくるまで間に合わないということもあるでしょうけれども、そういった具体的な中身について、何か情報がありましたら教えてください。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 失礼します。生活安全課の菊江でございます。

昨年の平成24年6月26日に内閣官房新型インフルエンザ等対策室によります説明会に出席させていただきました折には、政府としてもそういう緊急ワクチンの準備については一部資金を出すようなそういう話をされておりましたが、詳しい部分についてはまだ行動計画等もできておりませんので、示されてはならないと、こういうところがございます。

赤井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

部長。

田中企画部長 企画部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程をしております議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、臨時または非常勤の職員の給与に関する規定は、本条例の第17条の3において規定をしておりましたが、最高裁判所におけます裁判によりまして、その職に応じた給与の額等、またはその上限等の基本的事項が条例において定められるべきであるとの判断が示されたため、本条例を改正するものでございます。

お配りをいたしております新旧対照表並びにポンチ絵をごらんいただきたいと思います。地方公務員法上、ここがございますように、まずは特別職と一般職という2つの大きな区分けがございます。また上の方には、縦に常勤、非常勤、臨時職員という、こういう3つの区分がございます。この中で今回、この条例の改正につきましては、一般職の非常勤としての日々雇用職員、また一般職の臨時職員として、幼稚園、小・中学校の方で教育委員会の中で講師として来ていただいております、この2つにつきましてはの改正となるわけでございます。

まず第17条の3でございますが、臨時職員、いわゆる現在の小・中学校、幼稚園で任用されている市費講師の方でございます。これに対して支給する給料及び手当の種類並びに非常勤の職員、いわゆる現在の日々雇用職員でございます。これに対する支給する内容を規定するものでございます。第17条の4及び第17条の5では、臨時職員に対する給料の額及び非常勤の職員に対する賃金の額の上限額を定める規定でございます。なお、この改正条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

河合総務部長 ただいま議第8号で上程になっております、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）につきまして説明を申し上げたいと思います。

全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,913万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ167億6,262万9,000円とするものでございます。なお継続費の補正では、第2条で補正をお願いするものでございます。また、第3条では繰越明許費の補正をお願いするものでございます。また、第4条では地方債の追加及び変更につきましての補正をお願いするところでございます。総務文教常任委員会に付託されております項目について、説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正についてでございます。このうちの消防費でございます。全国瞬時警報システム（J-A L E R T）自動起動整備事業でございます。695万1,000円でございます。これにつきましては、国の1号補正にかかわるものでございます。また、消防救急デジタル無線整備事業についてでございます。これが1,420万円となっております。これにつきましては、経済危機対応の地域活性化の予備費を流用するものでございます。

それから、次に教育費でございます。小学校費でございます。忍海小学校南棟の地震補強・大規模改造事業でございます。1億7,560万6,000円でございます。また中学校費の白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造事業でございます。1億9,296万4,000円でございます。おのおの東日本大震災の復興特別会計の予備費を活用いたしております。

また、社会教育費の當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業につきましては120万円でございます。これにつきましては、一部事業の遅延によるものでございます。

次に8ページ、地方債の補正について説明をいたします。第4表、地方債補正についてでございます。まずは追加でございます。農業生産基盤保全管理等推進事業でございます。750万円でございます。また、農業競争力強化基盤整備事業でございます。1,000万円でございます。それと震災対策農業水利施設整備事業でございます。200万円でございます。それと、中学校の施設整備事業につきましては1億200万円となっているところでございます。

次に、変更でございます。合併特例事業でございます。補正前が17億1,420万円となっておりまして、補正後が18億5,940万円でございます。また、社会資本整備総合交付金事業でございます。補正前が1億710万円に対しまして、補正後が1億890万円となっております。また、臨時財政対策でございます。7億6,800万円から、補正後7億5,160万円にするものでございます。また、防災対策事業につきましては250万円を1,670万円に、小学校施設整備事業につきましては、3億5,980万円を2億7,720万円におのおの変更するものでございます。

次に、事項別明細書の15ページをお願いいたしたいと思います。歳出について説明を申し上げます。

まず、1款議会費でございます。補正額255万円の減額となっております。旅費の減額でございまして、決算の見通しがついたことによる減額でございます。

2款の総務費、一般管理費でございます。2,763万4,000円の追加でございます。決算の見

通しのついたことによる減額と、退職手当の特別負担金につきましては、勸奨等を含めまして職員6人分の特別負担金の追加となっております。

次に、地域情報化推進費でございます。220万円の減額となっております。

また、自治振興費につきましては74万5,000円の減額でございます。いずれも決算の見通しのついたことによる減額となっております。

次に、16ページでございます。賦課徴収費でございます。391万6,000円の減額でございます。これにつきましては、契約差金による減額となっております。

次に、市長選挙費でございます。1,071万8,000円の減額でございます。執行完了による減額でございます。

次に、衆議院議員選挙費でございます。776万5,000円の減額となっております。執行完了によります減額でございます。

次に、21ページをお願いいたしたいと思っております。5款の農林商工費の緊急雇用創出事業でございます。182万円の減額となっております。これにつきましては、契約差金による減額でございます。

次に、22ページでございます。6款の土木費、公園管理費でございます。170万円の減額でございます。決算見通しのついたことによる減額でございます。

次に、7款の消防費でございます。常備消防費につきましては、1,390万円の追加でございます。執行見込みによる減額と委託料につきましては、消防の救急デジタル無線の整備委託料について、経済危機・地域活性化対策の国の予備費を活用した追加でございます。

次に、消防施設費でございます。100万円の減額となっております。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、災害対策費でございます。695万1,000円でございます。これにつきましては、国の1号補正によります、J-A-L-E-R-Tの自動起動装置の整備に係る事業の追加でございます。

次に、8款の教育費でございます。事務局費でございます。1,380万7,000円の減額となっております。事業の見通しのついたことによる減額等となっております。

次に、小学校費の学校管理費でございます。1,326万6,000円の追加でございます。これにつきましては、決算の見通しのついたことによる減額と、国の東日本大震災復興特別会計の予備費を活用いたしまして、忍海小学校の校舎の地震補強・大規模改造工事の事業の追加となっております。

次に、中学校費でございます。学校管理費でございます。1億8,886万4,000円でございます。決算の見通しのついたことによる減額と、これも国の東日本大震災の復興特別会計の予備費を活用いたしまして、白鳳中学校の屋内運動場の地震補強及び大規模改造工事に係る事業の追加となっております。

次に、24ページでございます。教育振興費でございます。90万円の減額でございます。執行完了による減額となっております。

次に、幼稚園費の幼稚園管理費でございます。70万円の減額でございます。契約差金による減額でございます。

次に、社会教育総務費でございます。356万5,000円の減額でございます。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、文化会館費でございます。133万円の減額でございます。契約差金による減額となっております。

次に、10款公債費の利子でございます。3,550万円の減額となっております。

次に、11款諸支出金、財政調整基金費でございます。3億7,664万6,000円を積み立てる追加となっておりますのでございます。

次に、26ページでございます。補正予算、給与費明細書でございます。特別職でございます。補正前が職員数762人に対しまして補正後が641人で、121人の減となっております。報酬につきましては、補正前が1億3,548万2,000円に対しまして、補正後1億3,378万9,000円で、169万3,000円の減額となっておりますのでございます。

次に、一般職でございます。補正前が職員手当でございますが、7億9,136万8,000円に対しまして、補正後が7億8,902万2,000円となっております、234万6,000円の減額となっております。

次に、事項別明細書の9ページをお願いいたしたいと思っております。歳入でございます。

まず市税でございます。個人につきましては、7,400万円の追加となっております。それから、法人につきましては4,000万円の減額でございます。均等割で230万円の追加、法人税割で4,230万円の減額でございます。

次に、固定資産税でございます。3,190万円の減額となっております。

次に、軽自動車税でございます。220万円の追加でございます。

市たばこ税でございます。1,400万円の追加でございます。

次に、配当割交付金でございます。920万円の追加となっております。

次に、10ページでございます。株式等譲渡所得割交付金でございます。140万円の追加でございます。

次に、地方交付税でございます。1億3,012万7,000円の追加となっております。普通地方交付税の追加でございます。

次に、11ページでございます。国庫支出金の国庫補助金、消防費国庫補助金でございます。695万1,000円の追加となっております。これにつきましては、防災情報通信設備整備事業交付金でございまして、J-A-L-E-R-Tの交付金でございます。

それから、教育費国庫補助金でございます。1億5,304万円でございます。小学校費の補助金で8,850万5,000円、中学校費の補助金につきましては6,453万5,000円でございます、これにつきましては小・中学校の地震補強・大規模改造工事に係る補助金でございます。

次に、12ページでございます。14款の県支出金の県補助金、農林商工費県補助金でございまして、2,985万円の追加のうち、商工費の補助金182万円の減額でございます。緊急雇用創出事業補助金の減額となっております。

次に、教育費県補助金でございます。39万6,000円の減額でございます。学校・地域連携事業補助金でございます。

次に、14款の県支出金の3項、県委託金でございます。総務費の県委託金でございます、260万8,000円の減額でございます。1つは、県民税徴収取扱委託金で515万7,000円、それから衆議院議員選挙費委託金で776万5,000円の減額でございます。

次に、16款寄附金でございます。一般寄附金につきましては、99万9,000円の追加でございます。

次に、17款繰入金でございます。財政調整基金繰入金につきましては、3億7,199万9,000円の減額となったところでございます。

次に、18款繰越金でございます。5億7,765万8,000円でございます、前年度の繰越金でございます。

次に、19款諸収入の雑入でございます。1,196万円の追加のうち、葛城広域行政事務組合観光事業補助金300万円の追加が、雑入で追加となっております。

次、20款市債でございます。総務債につきましては1億4,700万円、合併特例債で1億4,520万円、社会資本整備総合交付金事業債につきましては180万円の追加でございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、1,640万円の減額でございます。

次に、農業債でございます。1,950万円の追加でございます。

農業生産基盤保全管理等推進債でございます。750万円でございます。

農業競争力強化基盤整備事業債につきましては1,000万円、震災対策農業水利施設整備事業債につきましては200万円でございます。

次に、消防債につきましては、1,420万円の追加となっております。

それから、教育債につきましては1,940万円でございます、小学校施設整備事業債では8,260万円の減額、中学校施設整備事業債につきましては1億200万円の追加となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑のときにはページ数だけお願いします。

朝岡委員。

朝岡委員 ただいま総務部長の方から、平成24年度の一般会計補正予算の概要についてご説明をいただきましたが、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

今、委員長からお示しをいただきましたので、質問したいページをまずお伝えしたいと思います。歳出のページで、16ページから17ページに当たって、今回も、先ほど来ご説明ございました事業の執行の完了ということで、その減額予算が計上されております。選挙費のところ、少しこれに関連して質疑をさせていただきたい、このように思うところでございます。

今回私、ちょっと注目させていただいているのは、さまざまな執行残の減額予算をされている中で、この市長の選挙並びに直近の先般12月に行なわれました衆議院選挙等で、この報酬の中でさまざま選挙管理委員会の方の報酬であるとか、投票管理人の報酬であるとか、このように報酬の金額が計上されておりますが、この期日前ですね。期日前のいわゆる投票立会人、

それぞれ減額予算が計上されておりますが、金額はともかくとして、まずは1つずつ聞いていきたいと思うんですが、現状期日前の新庄庁舎並びに當麻庁舎で、当該選挙の、選挙の公示または告示があった日の翌日から選挙の期日の前日まで、これが法に定められている期日前投票でございますが、このような報酬の執行残ができるというようなことで、どのような体制で、まず期日前投票を行われているのか、それをちょっと先にお示しをいただきたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

現在、各選挙における期日前投票につきましては、両庁舎2カ所にて行なっております。その中で、期日前の立会人ということでございます。予算上につきましては、期日前投票期間、一般の方から出ていただくそれぞれですね、毎日両庁舎ともお二人ということでございます。市長選挙に至りましては6日間の期日前ということで、12人分を予算計上しております。また、衆議院議員に至りましては20人ということで、両庁舎分を実際予算計上しておるわけでございます。職員がそんな体制の中で、できるだけ職員でもってできる部分はするという、実際的には土日を除く平日につきましては、職員で対応をさせていただいておる現状でございます。その関係で、予算と決算時におきましては、職員対応分が残額として、不用として出ておると、こういう状況でございます。以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 山本課長の方からご説明をいただきました。立会人は一般の方、市長選挙の場合は毎日お二人の予算、また衆議院議員の場合については20名と。今、ちょっと補足でありましたように、土日以外の平日については職員さんが対応されていると、こういうことでございます。

そういった中で、この報酬の減額予算でなっておるということはよくわかったわけでございますが、いわゆるこの選挙の方が期日前投票に来られる場合、こういった職員の方並びに今回予算を計上されたいわゆる立会人の方が、まずその期日前投票に来られた方については、宣誓書を受け付けて書いていただくということの、そういうことから始まるわけでございます。その宣誓書を自署でお書きいただいた上で、ご本人確認をするということの中で、各それぞれの当該選挙の投票が行われると、こういう流れとしてはそういう流れになっていると思いますけれども。

金額のことを私、ともかく言っているわけじゃなくて、そういった流れの中で期日前投票が行われているという中でございますが、もし今、お手元に資料があるのであれば、直近のこの衆議院選挙を含めて、この直近に行われた選挙の期日前投票の投票率の推移と申しますか、やはり公職選挙法が一部規制が少し緩くなったと申しますか、解釈の仕方が少し変わりました、当然昔は、昔というか以前は不在者投票と言われている制度から、この期日前投票という制度に変わったというか、やり方はよく似ていると思うんですけれども、そういう解釈になってからは、この期日前投票の投票率というのはかなり注目されているという中で、もし今、お手元に資料があるのであれば、この直近の12月に行われた衆議院選挙の期日前投票率を含めて、もし差し支えなければ直近の選挙の推移をちょっとお示しをいただきたいと

思います。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの期日前投票の推移ということでございまして、平成24年度に執行いたしました市長選挙、衆議院議員選挙の結果ということでよろしゅうございますか。

朝岡委員 はい。

山本総務財政課長 まず、10月7日に執行いたしました市長選挙でございます。当時、有権者2万8,906人に対しまして、投票者全体といたしましては1万8,301人ございました。うち期日前投票に至りましては5,384人ということで、率にいたしまして18.63%でございます。また同年、昨年12月16日に執行いたしました衆議院議員の総選挙に至りましては、当日の有権者2万9,177人のうち、全体の投票者は1万8,823人と。そのうち期日前投票者に至りましては、小選挙区の方で申しますが5,797人、率にいたしまして19.87%となったわけでございます。以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 どうもありがとうございました。今、直近に行われた選挙の投票率をお知らせをいただきました。これを見ても、全体的な投票数の中で、約2割の方がこの期日前投票という投票行動をして選挙をされているということで、12月の衆議院の選挙については、全体の投票率は少し下回ったわけですが、期日前投票については市長選挙よりも多くの方が、この期日前投票という行動をとって投票をされていると、こういうことでございます。

大変職員の方もね、日々のそういった公務の中、期日前投票のこういう受付作業もされているということは大変ご苦労をおかけいたしておるわけでございますが、先ほどちょっと期日前投票の手順ということで、この期日前投票の宣誓書というのを、これで受付でご本人が当日に行けないさまざまな事情のところを該当するところに丸を打ち、ご本人の住所、生年月日、お名前等をご自身の自署で記載をされて、これを受付の方に提出すると、こういう手順ですけれども、そういった今申し上げました全国的にも期日前投票という行動が、さらに投票行動を高揚させるために、また投票率をさらに上げさせるために、奈良県でも今言う投票用紙の裏か投票用紙と一緒に添えてか、この期日前投票の宣誓書自体を既にいわゆる送付をされてね、投票用紙と同じように期日前宣誓書もご自宅の方に届けていると。こういうふうなことをして、当日じゃなくても、要は公示期間であればいつでも投票できますよと、こういうサインを送っておられるというか、そういった期日前投票のさらに受付で、こういうことをご自宅で先にお済ましただいて、本市であれば各2カ所の期日前投票所に行って投票しましょうと、こういうようなことをそれぞれ各自治体でも行なっているようなことを聞いておりますが、奈良県では今、このようなことをまず実施をされているところがあるんでしょうか。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 県内期日前投票に至って、入場券等裏面、宣誓書を印刷されて実施されたというケースは1件ございます。うち1市ございます。今年に入って市議会議員選挙より実施され

たというケースがございます。以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 これのメリット、それからデメリットいろいろあるかと思うんですけども、それは何か分析をされていますか。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課長、山本でございます。

この裏面に印刷することによるメリットでございますが、まずご本人の記載というのが、ご自宅の方でできる。また、入場した際の投票用紙の交付作業がすぐにできると。記載場所で記載してからの投票ではないと、こういうメリットがあるわけでございます。デメリット的には、見られるのが本人と。公選法で想定しておりますこの宣誓書、みずからが自署して提出すると、こういう位置づけになっておるわけでございます。期日前投票所で書いていただくに当たりましては、替え玉牽制等々の分がある程度働いておるわけでございますが、各ご家庭に構成員、有権者全部に配付するとなると、自署されておるかどうかの確認がしづらい。それとまた、現在葛城市におきましてははがきでもって、各個人に入場券を発送いたしております。はがき裏面を有効利用した場合のスペース的に、宣誓書の様式を取り込むとなれば、かなり狭隘、記入には少し小さいと。字等が小さくなると、こういうこともあるわけでございます。

加えまして、既に他府県で先行的にされたところ、ちょっと聞かせていただいたところ、当日、世帯構成員全てが同じ筆跡で入場券裏面に宣誓書を書かれてくるようなケースが多々あった。また同じ世帯の中で、表面の入場券の記載されている有権者の名前と裏面の記載された名前が間違っておるといのが多々あって、そのまま受付で通していけば二重投票につながる危険が出たので、急遽その体制、特にチェックを入れ直し、書きかえをさせていただいたと、こういったメリット的なもの、デメリット的なもの双方にしてあるのが現状でございます。以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳しくご説明をいただきました。やはりどうしてもこの新たなことをすることによるメリット、デメリットというのは当然出てくると思いますし、先行されている県内の、既にもう実施をされた直近の選挙でどのようなね、今、おっしゃられたようなことが体制としてどうであったというのを、ちょっとまたぜひ調べていただきまして。またさらに今月、直近で行われる市議会議員の選挙の地域も、今回のこの宣誓書をやはり裏面に印刷をするということが決まったようなことを聞いております。そういった先行し、そういったところをやらせられるところにしっかりと情報を入手しながら、本市にとってどれが一番対応できるのかということをよく検討いただきたい。

最後に、やはり先般もニュースで、今、特にインターネット等を使って投票依頼、また自分の政策等を訴えるようなことが、今、超党派の中でも考えていただいているというようなことも報道されていますけれども、同じくこのホームページから、この今言う宣誓書をダウンロードして、それでやはり同じように、先ほど申し上げたように、やはりご自宅等でそれ

を先に記載をして、やはりメリットの面でいくと、先ほど課長がお知らせをいただいたように、入場、投票券の交付作業が非常に楽になるというか、スムーズにいくという、こういうメリットがあるわけなので、特に高齢の方などは、当然皆さん方が説明をされて、もし少しお手元の不自由な方については代筆をされたりということも中にはあろうかと思うんですけども、そういうことをされているから、それについてはすごく、時間を要しますけれども、そういったことの中で、ご自宅でそういうことが書けるようにするために、ダウンロードもできるようなことも考えている自治体もあると、こういうことでございますので、こういったことも含めて、一度ぜひどの形が一番いいのかというのを、今後検討いただきたい。市長に最後、少しコメントをお願いしたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 朝岡委員の質問にお答えをさせていただきます。昨今、期日前投票というのは非常に大きなウエートを占めてきておると。投票率の向上にもつながる一助を担っているということとはよくわかっているところでございます。今回提案をしていただいております、樫原市が採用している方式や、また他の団体が採用している方式等しっかりと勉強しながら、今おっしゃっていただいたメリット、デメリット、また葛城市としてそれを採用した場合にどういうことができるのかということをしかりととらまえて、今年秋にも市議会議員の選挙が控えてございますけれども、そこに間に合うのか間に合わないのかということも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。国は、こういったことも含めて経費節減を図り、この選挙に対する投票という行動をより高揚させるための施策というのを、自治体でよく考えなさいと、こういうふうなご指示もありますので、市長今おっしゃっていただいたように、非常に前向きなお答えをいただきましたので、しっかりと担当部局の皆さん方についてはよく検討していただいて、1日も早く実施ができるように望んでおきたいと、このように思います。以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

春木委員。

春木委員 ページでいうと繰越明許費の、まず消防費でお聞きしたいと思うんですけども、2つの項目について繰越明許費補正の第3表ですね、載っているわけです。多分支出ということで、先ほどのご説明ではページ22ページの消防費のところ、常備消防と、それから災害対策ということの工事請負費のところ、J-A L E R Tの話が出て、救急デジタル無線整備委託料ということの補正で出ているのに関係していると思うんですが、どういう中身、それぞれですね、どういった中身で市民のそういう消防においてどういう効果が期待されて、実際どういうスケジュールで仕事をされようとしているのか、ご説明をまずいただいたらありがたいと思うんですが。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。ただいまご質問の全国瞬時システム（J-A L

ERT) 緊急整備事業についてご説明を申し上げたいと思います。

J-ALERTにつきましては、平成22年度の防災情報通信整備事業交付金によりまして、平成21年度当初でございましたけれども、機器が対応がなかなかうまくいかなかったと、システムのうまく動かないということから繰越しという形になりまして、平成22年度で整備したものでございます。

今回、本事業といたしましては、東日本大震災を教訓に、住民への災害情報の伝達手段の多重化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の受信機に自動起動装置を整備いたしまして、平成24年度5月から運用を開始しておりますエリアメール、これは携帯電話とかでございますけれども、こうした携帯電話とかスマートフォンへの緊急情報の配信をしようとするものでございます。整備に必要といたします費用の内訳といたしましては、自動起動装置一式、674万1,000円の工事費と、機械収納ラック一式ということで21万円の備品購入費の、総額695万2,000円をお願いするものでございます。

事業は整備費用の全額を交付されます防災情報通信設備整備事業交付金を活用させていただきまして、平成25年度に繰越して行なおうとするものでございます。全国瞬時警報システムにつきましては、気象庁及び内閣官房からの情報を衛星回線経由で瞬時に地方公共団体に伝えるシステムでございまして、衛星回線を使用するため、地上回線と比較して、災害時の通信障害の発生が起こりにくい特長がございます。また事業につきましては、6月から契約いたしまして、8月から事業を行なおうとするものでございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 これはどこに設置される。消防署でしょうか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

現在設置しております場所は、生活安全課の東側の壁の面に、ラックに入れて設置しております。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 次に、同じく繰越明許費補正で上がっております教育費のことで教えていただきたいと思っています。

(発言する者あり)

春木委員 ああ、もう1個の。ごめんなさい。J-ALERTだけです。済みません。

赤井委員長 課長。

河合消防指令課長 消防本部消防指令課の河合でございます。よろしく申し上げます。先ほどのご質問についてご説明申し上げます。

消防デジタル化の委託料の繰越明許費でございますけれども、消防広域化の消防救急デジタル化無線の総事業費は26億9,476万円でございます。そのうち平成24年度の事業といたしまして4億3,873万円を、平成24年度、国の経済危機対応・地域活性化予備費に係る消防防災施設補助事業におきまして補助金を申請し、確定をいただいております。その中の葛城市

の今年度の補正予算額は2,420万円でございます。そのうちの1,000万円が、先ほどの国の補助金でございまして、代表消防本部の中和広域消防組合に歳入として入れられ、残りの差し引いた1,420万円をこの議会の補正予算の委託料として計上し、繰越明許費として平成25年度で、緊急消防援助隊関係の救急デジタル無線を整備いたします。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 十分理解できているかどうかわかりませんが、丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

先ほど済みません、言いかけましたけれども、教育にかかわる、まず小学校、中学校費の大規模改造工事、2つ上がっております。これも多分国の先ほどの説明では、幾つかの事業の中で緊急にそういう配備があったということで、それを使って事業を実施されるということだろうと思うんですが、改めまして、一部を今年度予算でなされている測量ですかね、たしか事業でもなさっておられると思うので、それとあわせてご説明をいただきたいと思いません。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの繰越明許のことでございますが、小学校費の忍海小学校の南棟地震補強大規模改造事業につきましては、忍海小学校の工事管理費といたしまして384万7,000円と、工事費といたしまして1億7,175万9,000円の合計額の1億7,560万6,000円の繰越明許でございます。中学校につきましては、白鳳中学校の屋内運動場の工事管理費といたしまして397万4,000円と、工事費として1億8,899万円、合計額の1億9,296万4,000円の繰越明許でございます。これは先ほど説明がありましたように、国の平成24年度の東日本大震災復興特別会計予備費を使うものでございますので、平成24年度の補正として3月補正に上げさせてもらったということで、それを繰越明許するという形になっております。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 ということは、予定どおりやっていくんだけれども、予算的に言えば補正に入れて繰り越すと、こういう趣旨でございますね。はい、ありがとうございます。

あと1つ、社会教育費の當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業ということで120万円の繰越しということで、先ほどのご説明で、一部作業が遅れているために繰越明許費に上げるという説明だったと思うんです。ちょっとこの機会に教えていただきたいんですけども、これは私のちょっと調べたところでは、文化財の保存事業の助成金というところで当初予算として674万1,000円が上がっている中でのお話。具体的には19節に上がっているものだと思うんです。この中で、これが遅れているということでのお話だと思うんですが、全体の事業の、どんな事業がどれぐらい既に行われていて、どういう事情で、奥院の本堂のあれが遅滞しているのかということをご説明願えればありがたいかなということなんです。

ついでと言ったら怒られますけれども、例えば国宝なら国宝とか重要文化財とかいうことが出てきますと、どういう分担、国とか県とか市ですね、その辺がどんなふうになっているものなのか、そういうことについてもご説明願えればありがたいかなというふうに思いま

す。よろしく申し上げます。

赤井委員長 主幹。

吉岡歴史博物館主幹 教育委員会の歴史博物館の吉岡でございます。ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

當麻寺奥院本堂方丈修理ということで、このたび120万円の繰越してございますが、そのおもととなる文化財助成金の中の一部が當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業ということになります。本年度事業につきましては、予算1億1,640万円で、奥院本堂の解体修理工事を実施しておるわけでございますが、このうち国庫補助が8,148万円、それから県費補助が465万6,000円、それから市費補助額が465万6,000円となっています。いずれも本年度の総事業費の70%が国庫補助。それから、そのうちの4%が県費補助、市の補助につきましては、県と同額の4%になっております。

それから、このうち工事の進捗が、本工事につきましては、平成20年度から平成26年度までの7カ年の継続工事でございます。また文化財ということでございまして、調査をしながら工事設計、たびたび変更が生じると。そういうような形で額の移動が生じて、また変更について、文化庁のたびたびの許可を得ないといけないということで、なかなかスムーズにいかないこともありまして、繰越しというふうなことでございます。

今年度の出来高につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度事業費1億1,640万円を予定しておりましたが、3月31日までの見込みとしまして8,640万円、その内訳、国の方が6,048万円、それから県費が345万6,000円、市費が345万6,000円の、先ほど申し上げました70%、4%、4%の区割りで補助をする見込みでございますが、その差額の3,000万円の方につきましては、材料費等の購入ということで繰越しを見込んでございまして、またそのうちの4%、120万円が、国の補助の繰越しに伴いまして、連動して繰越しを行うということでございます。

それから、区分けというお話がございました。重要文化財の當麻寺奥院本堂方丈につきましては、平成元年に県指定文化財から重要文化財に昇格になりまして、重要文化財になりましたら、国の方の定めた補助率に伴いまして、国の方がこういうふうな形で70%の高額の補助を得られ、それから県、市がそれぞれ条例、また補助要項に基づいた補助金で助成させていただくと、そういうふうなことで、それぞれ所有者の重要文化財の保存事業に対して助成を行うということでございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 今、奥院本堂というのは、基本的には重要文化財という扱いでなされているということですね。その場合でも、あと残りの分20%ちょっとはお寺の方で段取りをすると、こういうことになるのでしょうか。

赤井委員長 主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館の吉岡でございます。

そのとおりでございます。それ以外の分につきましては、所有者の負担というようなことでございます。ただ、補助率につきましては、おおむね国の方で定めた幅がございまして、

その所有者様の財政状況によって補助率が若干変わると。またそれに伴いまして、県並びに市の方も、その国の様子を見ながら検討させていただくということです。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 それから、当初予算で私が言いました、先ほど申しました文化財保存事業助成金ということで、8款5項3目ということで載ってある、この674万1,000円というのは、これは全て奥院、この事業ではないんですね。ほかにもあるんですね。もしわかっておりましたら説明してください。

赤井委員長 主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館の吉岡でございます。

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。ちょっと今、当初予算の細部の方、明細を持ってきておりませんので、記憶の中でご報告させていただきます。実は奥院本堂方丈のほかに、重要文化財の村井邸住宅も本年度から修理が始まりました。その分、並びにそれから當麻寺の本堂の園の方の修理も小修理でありましたので、それについても県の単費に伴いまして、市の方で助成させていただく。あと當麻寺、それから博西神社等々防災整備事業、それから、村井邸住宅の環境維持事業というのがありまして、これは植栽に伴う補助なんですけど、いずれも県、国の補助にあわせて市の方も補正をさせていただいている。以上のもものが主なものであります。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 どうもありがとうございました。3問やらせてもらったと思いますので、一たんちょっと。

赤井委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

中川委員 失礼します。補正予算書の15ページの総務管理費の一般管理費のところなんですけど、補正予算において減額補正、これについて問い合わせるのもおかしいのですが、単なる契約差金ではないと思いますのでね、一般管理費の中の13節委託料、この3番目の職員定期健診委託料、マイナス48万円減額ですね。これについて算出根拠があれば教えていただきたいんですが。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。ただいま定期健康診断の委託料の減額の内容でございます。当初予算におきましては、受診者の平均の受診料7,242円でございますけれども、それに予定の受診者数を掛けました金額で、当初予算は347万7,000円を計上しておりました。その予定しておいた人数でございますけれども、受診者数におきましては、全体で共済組合、アルバイト、教育委員会分も含めまして83.6%でございました。その受診率の低下に伴います減額の補正でございます。以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。これね、聞かせてもらったのが、数字だけの話だけじゃないんです。というのは、最近よく言われております危機管理。予算特別委員会、また決算特別委員会において危機管理、どういうふうな認識を持っておられるか。というのは、この危機管理の中には、物に対する危機管理、人員に対する危機管理、財政に対する危機管理、それぞれに物の危機、

人の危機、財政の危機というような言葉があるんですけど、特に私も自分自身にも当てはまることなんですけど、職員の定期健診受診率が低い。だから減額。単純な答えじゃなくてね。この受診率を上げるというよりも、受診できないという事情があれば、できるように人事課なり、また理事者の方において受診率を高めるような努力をしていただいて、特に職員の健康管理、この分でちょっとお聞きしているんです。できましたら、今後まだ予算を、人数決まっていますのでね、オーバーということはないんですけど、予算に匹敵するぐらいの受診率があり、また執行額があって不用額が出ないというような健康管理体制を持っていただきたいと思うんですが、これについてのご意見をお聞きしたいと思います。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。ただいまの職員の健康診断の受診率の向上ということでございます。健康診断の日程は4日間という日程で、十分な日程をとっておるわけでございますけれども、受診率を向上するためにも、この4日間の期間中につきましても、職員の受診状況を確認しながら、未受診者への呼びかけも随時行なっているところでございます。また、その後の健康診断の補助につきましても、身体の不調の者や業務上やむを得ない者の、受診もできない者も多いかと思っておりますけれども、その受診できない者の中には個人的に主治医の診断も受けている職員もいると考えておるところでございます。未受診者に受診させる方法、あるいは個人的に主治医に受けている状況の把握等、今後どのようにしていくか検討もしていかなければならないと考えております。

ただ、この受診率が全て健康診断を受けておらないという率ではございません。今申し上げましたように、主治医に相談しながら、あるいは健康診断を受けながら、職員も受診をしておる状況も確認しながら、今後受診率の向上に努めてまいりまして、また職員の衛生委員会もございますので、その辺の検討も衛生委員会に諮って、ご意見を賜ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。今、人事課長の方から答弁いただきましたけれども、先ほど言いましたように、金銭面ではなくて人、人材育成というよりも人材管理ですね、健康管理。これが特に何か起こったときに、初動体制をとるのは職員だと市民の方は思っておられます。そのときに職員がおらんと。実際葛城市の職員で長期療養なり、また通院をもって自己管理しておられると思います。そういう方々が、この健診を受けられておられないという方が多いと。また健康管理に問題があり、また業務遂行上無理をしている。それによるほかの医療機関での受診ということがあり、また健康診断を受ける以前の問題です。そういう健康管理について、人事担当課としてもよろしくこれからご指導なり、また職員に対する協力もよろしく願います。

赤井委員長 ほかにございませんか。

春木委員。

春木委員 ページで15ページですね。総務費の一般管理ということで、19節、退職手当特別負担金の補正が組まれております。その中身なんですけれども、勸奨退職なり自己理由とか等々、当

初予定よりも多くやめられる事態に対する補正というふうにお聞きしておりますけれども、できる範囲で結構でございますが、どういったことですかね、報告いただける範囲でももちろん結構なんですけれども、おやめになったのかということとか、急なことということで、それに対する対応が十分とは言わないでしょうけれども、いろいろ苦慮されているところですが、一応対応がそれなりにとれていけているのか、その辺のことについてご説明をいただければ。ちょっと質問も歯切れが悪いんですが、できる限りで結構でございますので、ご説明ください。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。ただいまの春木委員の質問でございます。

今回の補正に伴いましての主な内容につきましては、勸奨退職者と普通退職者の追加の補正の内容でございます。人数的に申し上げますと、先ほど河合部長が申し上げましたように6名でございます。内訳といたしまして、勸奨退職者が4名、普通退職者が2名でございます。その普通退職者2名のうち1名につきましては年度途中でございまして、この1名に係る分の金額につきましては修正がございましたので、その修正部分をこの補正額に入れさせていただきます。

この退職に伴いまして、事務事業等がうまくいくのかということでございますけれども、各課の業務内容等を勘案いたしまして、人事異動等で対応いたしますとともに、幼稚園、保育所、消防職の不足分については、本年度、平成24年度採用をしているところでございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 学校給食のところでまたお聞きしようと思っっているんですけども、調理員さんはこの中には含まれていないのでしょうか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。調理員につきましては、この補正の中には含まれておりませんけれども、当初予算で定年退職者ということで、給食センターは2名おられます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 ありがとうございます。同じページで、自治振興費と市民活動支援事業補助金、40万円の減額ということで上げられています。当初予算は100万円だったと思うんですが、この事業で、実際に現在執行されている事業についてご説明いただければありがたいと思います。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問の件でございますが、市民活動支援事業補助金事業ということで、当初予算では1事業20万円当たり、掛ける5事業の100万円ということで予算を見させていただきました。その中で、昨年3事業採択になったということで、3事業分の60万円を残して、40万円の減額補正ということでございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 済みません、どういう事業かちょっとご説明いただきたいです。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。3事業採択になりました事業でございますが、まず1点目の事業が、ユズ等の栽培を通じた耕作放棄地解消活動という事業でございます。ちなみに団体名は寺口ファームということでございます。次に2番目でございますが、農作物を二次利用したキノコの培土栽培、いわゆるキノコの土、育てる土の方の栽培でございますが、これが2事業目でございます。ちなみに団体名が山麓ひらたけファームでございます。それから、3点目、昔懐かしいカワエビ、モロコを育てる会という事業でございます。ちなみに団体名がはす池を守る会ということでございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 ありがとうございます。これ、当初から非常に注目、私も期待をしている事業なんです。できるだけいろんな方が、きょう今、お聞きしたのも非常にユニークな事業としてなされていると思いますので、ぜひこれからも積極的な事業展開をお願いしたいというふうに思います。あと1点よろしいですか。

赤井委員長 はい。

春木委員 教育費、23ページの事務局費の中の19節ですね。夜間中学校教育費負担金。これ、なかなかね、夜間中学、非常に大事な事業だと思うんですが、これはどんな仕組みでなされていて、どういう補助金を市が分担をしているのか、ちょっとご説明をいただきたいなというふうに思うんです。今回22万7,000円が補正で組まれていますので、それも含めてご説明いただければありがたいと思います。奈良県でどこに学校があるかも含めて、申しわけないですが、よろしくをお願いします。

赤井委員長 課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

夜間中学校の方、県内に奈良の方と畝傍の方でございますが、天理もでございます。私どものこの葛城市の方がいらっしゃるのとはもっぱら畝傍夜間中学校で、畝傍中学校の方が、夕方から夜間中学校にかかわることになっております。こちらにつきましては帰国子女の方で、もともといらしゃった国で義務教育が十分に受けられなかった方、あるいは国際結婚をされて日本にお越しになったけれども、その母国におきまして義務教育が十分に受けられなかった方、そういう方々が日本での生活に向けて、まずは日本語で話ができる、理解ができるといったことから始めまして、小・中学校程度の義務教育の内容を身につけるために通われるということになっております。

昨年10月に、それまでお二人いらしゃったんですが、ホンジュラスと中国から葛城市に来られた方がおられまして、2名、10月5日より増えましたので、それで増額の補正をお願いしております。なお、この夜間中学校の分担金につきましては、その自治体から在学がおる自治体が集まりまして、一定の割合で負担金を分担し合うというシステムになってございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わりです。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算の説明でございます。まず2ページをごらんいただきたいと思えます。歳入歳出それぞれ1,334万4,000円の減額でございます。歳入歳出それぞれ4億3,981万8,000円となるものでございます。

次に、繰越明許費でございます。3ページをごらんいただけますでしょうか。学校給食センター建設にかかります基本設計及び用地の造成工事及びボーリング調査の費用につきまして、1,827万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、4ページをごらんいただけますでしょうか。4ページ、歳出でございます。委託料の1,020万円の減額でございます。ただいま申し上げました繰越明許分及び平成24年度に執行いたしました額を合わせまして、その残りの1,020万円につきまして減額するものでございます。

それから、17節でございます。公有財産購入費でございますが、建設用地の取得にかかります費用の執行残と申しますか、残り分の減額ということでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明といたします。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 今ご説明にあった4ページの歳出の用地購入、これは基本的には用地は全て必要なものは

もう購入されたという理解でよろしいのでしょうか。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 当初予定しておりました分は購入いたしておりますけれども、まだ一部用地の方と交渉と申しますか、残っておるものがございまして、まだ一部残っているものがございます。以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 それは残っているということで、この減額ということですが、それはまた改めて平成25年度予算で計上されると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいま申し上げました残りの分につきましては、平成25年度予算で計上をお願いしているところでございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 それから、ちょっと予定とかでいろいろ変わってきているので、ちょっと僕の理解が間違っていたらごめんなさい。明許費の方に計上されているものとかかわりなんですけれども、最初、プロポーザルで、きょうのホームページを見させていただいたら決まったようなんですけれども、その分で、たしか造成とか測量設計も含めて一括してやるということでしたすよね。それが若干早めてやるというようなお話が途中で出てきたりいろいろして、特に造成部分で結構時間がかかりそうだということで、初めはたしか整地をして、大体きれいに整えてからやろうかというのが早まったというふうに理解しているんですけれども、ちょっとその辺がこんがらがっております、実際にどこまでこの測量なり造成なり、その辺が終わって、今、やっておられて、この明許費との関係とか、その辺をちょっと整理して教えていただければ整理がつくと思うので、よろしくをお願いします。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございます。当初、3,350万円の予算で設計の方をお願いし、予算があったわけでございますけれども、当初の予定が変わりましたところと申しますと、まず用地の測量をやりまして、今年度につきましては用地の測量と、既存の建物の解体の設計を3月末完成の予定でただいま行なっております。それから、平成25年度に設計の部分につきましてはやっていこうというふうに考えておったんですけれども、やはり少しでも工事を早く進めるためには、基本設計と造成の部分は本年度のうちに業者を決めさせていただいて、それが夏前ぐらいには終わるような形で解体の方も終わりますので、それ以後に実施設計ができるということになりますと、工事が早くできるんじゃないかなということで、そういうふうに考えさせていただきまして、基本設計と造成工事、ボーリングも含めてでございますけれども、本年度業者を決めまして、繰越明許をお願いしたということでございます。以上でございます。

春木委員 はい、わかりました。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時40分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。本件については、現在の事業の進捗状況について理事者より報告を願います。

部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。ただいま議題に上がっております、葛城市学校給食センターについてでございます。過日ご説明申し上げました、このたびの設計プロポーザルの経過についてご報告申し上げます。

1月23日の公告を終わりました、10社程度の問い合わせがございました。最終的に4社がプロポーザルに参加されました。3月8日、審査委員会を開催いたしまして、4社のプレゼンテーションを行いました。20分の説明、10分間の質疑応答、その後採点を行いまして、これを4社とも行いましたところ、各社業務実施方針、技術提案について、よく検討された内容の提案が行なわれました。選考方法は、書類審査点とプレゼン当日の審査委員の採点の合計点によりまして選考いたしましたところでございます。その結果、最も高い得点を得た株式会社大建設計が最優秀者として選定され、今後契約を行い、基本設計業務等にかかる予定でございます。委託の期間は、6か月を予定しております。

以上でございます。

赤井委員長 ただいま報告を願いましたが、このことについて何かご質問ございませんか。

春木委員。

春木委員 きょうホームページで、今お話しになった株式会社大建設計大阪事務所が最優秀者と。次点者として別の会社が出ているんですけれども、差し支えがなければ何点満点で、最優秀者の契約した大建設計が何点で、次点が何点かというのは、差し支えなければどのような差があるんですか。

赤井委員長 課長補佐。

高津教育総務課長補佐 教育総務課の高津でございます。

今の春木委員のご質問、100点満点のうち、最優秀者が何点であったかというお尋ねでございます。先ほど中嶋部長からの説明がありましたように、書類審査点とプレゼン当日の各委員の採点の合計点により選考させていただきました。合計100点満点のうち、大建設計につきましては85.3点であります。次点につきましては、77点であります。

春木委員 ありがとうございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。本件につきましても、現在の事業の進捗状況について報告を願います。

課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。

新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事の日程ということで、県外入札の準備なり、入札の総合評価なりを行なっております。その日程において説明をさせていただきます。さきの協議会でも、またきのうの全員協議会でも説明させていただきましたが、1枚物の日程をごらんいただくようお願いをいたします。

2月4日、総合評価審査委員会におきまして、一般競争入札の公告、入札説明書について、総合評価実施方式の簡易型の工事であること。提出書類、落札者決定基準について決定をいたしました。

5日に入札の公告、入札説明書配布、設計図書の貸し出しを開始しましたところ、7社が設計図書を取りにきました。

2月14日、入札参加資格確認の申請書と技術提案の受付を開始をいたしました。

2月18日でございます。入札参加資格の確認申請書の受付を終了いたしました。また設計図書の質疑の受付を締め切りました。入札参加者中4社から質疑がありました。申請の資格確認につきましては、6社の申請がありました。

2月21日でございます。入札参加資格確認の結果通知と、所定の入札書を送付をいたしました。6社全部について、入札参加資格ありということを確認をいたしました。設計図書の質疑につきましても回答をいたしております。

2月28日でございます。技術提案の提出の締め切りをいたしました。

3月4日、総合評価審査委員会におきまして、技術提案の採用、不採用についてを審議いたしました。同日4日に、奈良県に技術提案内容についての事前審議に行つてまいりました。

3月7日でございます。奈良県の技術管理課の方に、技術提案内容についての学識経験者による提案内容についての採用、不採用についての、学識経験者の意見聴取をしてまいりました。

3月8日でございます。総合評価委員会におきまして、技術提案内容についての採用、不

採用についての審査及び評価を行い、採否を決定をいたしました。

3月11日、技術提案内容の審査評価について、審査通知書を入札参加者に通知をいたしました。

3月15日、技術提案内容の審査評価に対する理由説明請求の期限となっております。現在のところ、説明請求がある会社は1社もありません。

3月19日、技術提案内容の審査評価に対する理由の請求についての回答日となっております。

3月21日、午前10時より入札日となっております。入札後に総合評価委員会を開催をいたしまして、落札者の決定を行います。

3月22日、落札結果の通知を送付し、落札者と仮契約の締結をいたします。

以上が、新庄小学校附属幼稚園の入札の日程となっております。この工事における契約締結につきましては、議会の議決に付さなければならないという契約となっております。よろしくご審議いただくようお願いをいたします。以上でございます。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

赤 井 佐太郎